

中高年トライアル雇用活用のすすめ

厚生労働省では、離職後一定期間内に就職することが困難であった中高年齢者（45歳以上65歳未満）を対象としたトライアル雇用（試行就業）事業を実施しています。

この制度は、ハローワークが紹介する中高年齢者を3か月の期間、事業主が試行的に雇い、その間に事業主は、中高年齢者の適性や業務遂行能力を見極めた上で、本採用とするかどうかを決めるものです（事業主には奨励金が支給されます。）。

求職者は、形式的な求人の条件（年齢等）や面接のみで採否が決まるのではなく、3か月のトライアル雇用期間を経て採否が決定されるため、真の能力が評価され、また、経験がない職種であっても自己の適性を見極められ、常用雇用につながる可能性があります。

以下この制度を利用して常用雇用に結びついたケースを紹介します。

制度の詳しい内容については、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

事例1

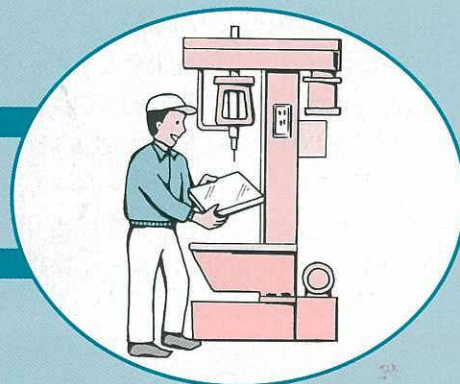
1 A会社の概要

業 種： 製造業（部品加工、組立）

2 中高年齢者トライアル雇用事業の実施状況

10名（9名が常用雇用への移行。

1名はトライアル雇用期間中。）



3 トライアル雇用のメリット（企業の声）

- ① 新規採用者に社内教育を実施しても、仕事が合わないといって途中でやめられることがあり、この場合は、費用（作業着、教本等）はすべて会社の負担であった。この制度を利用した場合は、正式採用に至らなかった場合にも奨励金（1か月5万円最大3か月15万円）が出るので、非常にありがたい。※1
- ② これまでの試用期間は、期間終了後、あいまいな状態で正式採用とすることが多かった。しかし、この制度を利用することにより正社員として採用するハードルをあらかじめ設定するので、使用者は3か月の間、対象労働者の働きぶりをみて採否を決定でき、また、対象労働者も、この目標を達成するために努力をするので、結果として、仕事の飲み込みが通常の採用者よりも早い場合が多く、有益だった。
- ③ トライアル雇用の結果、常用雇用へ移行する要件を満たさず不採用とする場合でも奨励金の支給が行われる。また、離職票上の離職理由も事業主都合ではなく、契約終了に伴う離職となるので、ありがたい（事業主都合による離職とした場合、世間の評判、他の助成金への影響があるため）。※2

※1 トライアル雇用期間中の事業主都合による離職の場合は、奨励金の対象となりません（天災等による場合は除きます）。

※2 トライアル雇用終了後、一定数を超えて対象労働者を常用雇用労働者として採用しない場合、以後トライアル雇用の紹介が行われなくなることがあります。

事例2

1 B会社の概要

業種：ゴルフ場

2 中高年齢者トライアル雇用事業の実施状況

4名(いずれも常用雇用へ移行。)

3 トライアル雇用のメリット(企業の声)

- ① グリーンキーパー(ゴルフ場の芝等の管理)として4名のトライアル雇用を行ったが、非常にいい人材であったので全員採用した。うち1名は、特に総務部門での才能が認められたので、本人の同意を得て総務部門で採用した。
- ② グリーンキーパーは特殊な技能が必要なため、求人を経験者を募集しても、なかなか紹介してもらえなかった。しかし、トライアル雇用を利用したところ、全く未経験の者でも応募があり、3か月のトライアル雇用期間を通じて適性をみることができるため、使用者、労働者双方に非常に良い制度だと思う。

4 トライアル雇用のメリット(労働者の声)

- ① 経験のない職種なので、一般の求人であれば応募をためらうところであったが、トライアル雇用の求人であったので、思い切って応募してみた。慣れるまでが大変だったが、トライアルの3か月間一生懸命努力し、会社側にも熱意が伝わり、正式採用されありがたい。経験がない者でも、自分に向いている業種があるのだと思いました。
- ② 当初グリーンキーパーの求人に応募したが、常用雇用に移行するに当たって、会社から勧められ総務部に採用となった。自分の適性を会社でしっかりとみてくれる期間として、3か月のトライアル期間は有効であると思う。



事例3

1 C会社の概要

業種：食品製造業(漬け物)

2 中高年齢者トライアル雇用事業の実施状況

4名(3名が常用雇用へ移行。1名は自己都合退職。)

3 トライアル雇用のメリット(企業の声)

- ① 水を使う立ち仕事で採用者の定着がよくなかったため、中高年の労働者でも働きやすいように床暖房等の設備を導入する等、作業改善の努力をし、求人を出していたが応募者が少なかった。
ハローワークで紹介されたトライアル雇用制度を利用したところ、トライアル求人に多数の応募者があり、必要な人材を確保することができた。
- ② 労働者が仕事の内容を十分に見極めた上で本採用とするため、使用者側にも労働者側にもメリットのある制度だと思う。

4 トライアル雇用のメリット(労働者の声)

体力的に自信がなかったので正社員としての応募には不安があり、トライアル雇用を紹介してもらった。実際に仕事を体験することで、この仕事をやっていく自信がついた。

